

経営に影響 早めの対応を

2019年10月からの消費税10%引き上げとともに、飲食料品などは軽減税率の導入で8%に据え置かれ。23年10月からはインボイス（税額表、適格請求書）制度が導入され、適格請求書などの保存が仕入税額控除の要件となる。

これら一連の税制改正で、農家や農業法人の経営にどんな影響が出るのか。

県地域農法人協議会とJAグループ山形地域・担当手サポートセンターは7月上旬、三川町で会員法人を対象にセミナーを開いた。講師を務めたJA全中嘱託税理士の栗山賢陽さんは、「消費税の仕組みそのものが劇的に変わる。特にイン

軽減税率とインボイスの導入

ボイスは、消費税納付額計算の仕組みを根底から覆す「制度」と指摘。システム改修や体制づくりなど、早めの対応を呼び掛けた。

軽減税率の導入で、農畜産物などの販売時、税率の「区分記載請求書等」の発行など、新たな事務手続きが必要になり、会計処理も煩雑になる。簡易課税の適用ができなくなる農家が増ええる懸念も指摘される。

インボイス制度では、「区分記載請求書等」の代わりに「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となる。「適格請求書等」を発行できるのは、税務署登録の課税事業者だけ。特に、農事組合法人の多

くが採用している組合員へら排除され、特に家族経営の従事分量配当金支払いになど小規模農家には打撃となる懸念がある。

ボイスは、消費税納付額計算の仕組みを根底から覆す「制度」と指摘。システム改修や体制づくりなど、早めの対応を呼び掛けた。

軽減税率の導入で、農畜産物などの販売時、税率の「区分記載請求書等」の発行など、新たな事務手続きが必要になり、会計処理も煩雑になる。簡易課税の適用ができなくなる農家が増ええる懸念も指摘される。

インボイス制度では、「区分記載請求書等」の代わりに「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となる。「適格請求書等」を発行できるのは、税務署登録の課税事業者だけ。特に、農事組合法人の多

地域 担い手 サポ・センだより

J A グループ山形

セミナーは8月17日、山形市の協同の杜JA研修所でも開かれる。

